

項 目	業 務 内 容	関連図書等
	② 別途発注工事に重なり当該工事を施工する場合は、契約書の部分使用及び部分引渡しに関する規定に従わなければならない。	契 第 <u>33</u> 34条 契 第 <u>38</u> 39条
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第11条 共仕1-1-1-24
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第 <u>22</u> 22条、第 <u>22</u> 23条第1項及び第 <u>43</u> 44条第2項の規程に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕1-1-1-15
(9) 総括監督員への報告		契 第20条
1) 工事の変更、中止及び工期の延長の検討並びに報告	① 工期を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、その内容を検討し、総括監督員へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その内容を検討し総括監督員に報告する。	契 第 <u>21</u> 22条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物若しくは工事材料等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第 <u>27</u> 28条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物、工事仮設物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を総括監督員に報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、総括監督員に報告する。	契 第 <u>29</u> 30条 共仕1-1-1-38 契 第 <u>29</u> 30条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害等の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、総括監督員に報告する。	契 第 <u>28</u> 29条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は、品質及び出来形を中間検査に準じた検査を行い、総括監督員に報告し、次の事項を実施しなければならない。 ① 受注者の承諾を得る。 ② 使用部分は管理者の責任を持って使用する。 ③ 使用したことにより損害が生じたときは、費用を負担する。 ④ 使用することに法的手続き等の必要性を確認する。 ⑤ 完成検査で施工完成が確認出来ない（重複施工等）部分使用は、部分引渡（部分完成検査）の検査を行う。	契 第 <u>33</u> 34条 共仕1-1-1-22
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査を行い、総括監督員に報告する。	契 第 <u>37</u> 38条 共仕1-1-1-20A
7) 部分引渡し	工事完成前に指定部分の引渡を受けることができる。5)⑤の当該工事以外で使用する場合、及び他工事と重複施工等により、当該工事の完成時に施工確認検査のできないもの等の場合は部分完成検査を実施する。	契 第 <u>38</u> 39条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事	契 第12条

項 目	業 務 内 容	関連図書等
<p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p> <p>10) 工事の未着手</p>	<p>の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、総括監督員に速やかに報告する。</p> <p>① 契約書第4748条第1項及び第4849条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、総括監督員に対して速やかに報告する。</p> <p>② 請求者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、総括監督員に報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来形部分並びに材料等の調査を行い、総括監督員に報告する。</p> <p>受注者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれが認められたときは、速やかにその理由を調査して総括監督員に報告する。</p>	<p>契 第4647条 契 第4748条 契 第4849条 契 第4950条 契 第5051条</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2. 施工状況の確認等</div>		
<p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 指定材料の確認</p> <p>(3) 施工体制の点検</p> <p>(4) 工事施工の立会</p> <p>(5) 工事施工状況の確認 (段階確認) (中間検査)</p>	<p>下記の事前調査業務を行う。</p> <p>① 工事基準点の指示。 ② 既設構造物の確認。 ③ 支給（貸与）品の確認。 ④ 事業損失防止家屋調査の立会い。 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握。 ⑥ 工事区域用地の把握。 ⑦ その他必要な事項。</p> <p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質、規格等の試験、立会い又は確認を行う。</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において、把握することとされている事項について点検する。 また、建設工事請負契約書の規定による現場代理人の工事現場常駐確認についても、あわせて点検する。</p> <p>設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。</p> <p>契約図書、施工計画書及び「段階確認及び施工状況把握一覧表」に基づき、臨場等により確認の検査を行う。</p> <p>① 工事に際し、構造物の施工計画高(上げ越し)を別途に設け施工した場合は、施工直後に監督職員は確認をしなければならない。 又、経過測定等の記録保管を指示しなければならない。</p>	<p>共仕1-1-1-37</p> <p>共仕1-1-1-16</p> <p>共仕1-1-1-35</p> <p>契 第14～15条</p> <p>契 第14条</p>

目	業 務 内 容	関連図書等
5. 工事完成の処理		
(1) 工事完成通知書の提出と受理。	<p>受注者は、工事を完成したときに10日以内に通知しなければならないが、監督職員は高知県建設工事監督規程等の規定に従い、設計図書等と照合し完成を現地確認した後、通知書を受理しなければならない。</p> <p>① 工事監督職員は工期の履行期限を確認し、期限を越したものは契約違反として、工事を安全に処置した後直ちに中止し総括監督員に報告しなければならない。</p>	契 第 <u>31</u> 32条
(2) 工事検査の準備及び通知	<p>② 完成確認を認められない場合は、再工事を指示するとともに、履行期限を確認しその措置を図らなくてはならない。</p>	共仕1-1-1-20 1-1-1-20A 1-1-1-20B
(3) 工事完成検査等の立会い	<p>工事監督職員は、当該工事の契約書、設計図書、その他関係書類等検査に必要と認められるものについて準備し、また措置するよう受注者に指示するとともに検査日を連絡する。</p> <p>工事監督職員は工事の完成、中間の各段階における工事検査に立ち会うとともに、工事検査職員の指示により検査業務を補助し協力しなければならない。また、原則として事業担当班長又はチーフは検査時に立ち会わなければならない。</p>	
(4) 工事成績の評定	<p>工事検査職員が工事の検査を実施したときは工事成績評定要項に基づき工事成績の評定を行う。</p>	
6. その他		
(1) 工事の影響による損害対策	<p>工事作業による掘削、杭打ち、重機移動等により、振動、騒音、地下水遮断等の影響が考えられる場合は事前に調査等対策を立て工事を着手しなければならない。また、工事中にその影響が認められた場合は、状況を調査し総括監督員に報告をするとともにその指示に従わなければならない。</p>	
(2) 現場解体材及び発生品の処理	<p>工事現場における解体材及び発生品については、規格、数量等の調書を受理し確認した後、その処理方法について指示する。</p>	共仕1-1-1-17
1) 再生資源の利用計画及び利用促進計画と実施	<p>①再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び、その結果の再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書の作成と提出受理。</p>	
2) 産業廃棄物の計画と実績	<p>②産業廃棄物計画書及び管理票（マニフェスト）の作成と提出受理。</p>	
(3) 臨機の措置	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必軍があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p>	契 第 <u>26</u> 27条 共仕1-1-1-41
(4) 工事事故等に対する措置	<p>工事事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し土木部土木政策課、技術管理課及び事業主管課に報告する。</p>	共仕1-1-1-29

	・材料検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員
--	-------	--

注：・債務各年最終出来高検査とは、債務工事において、建設工事請負契約書第3940条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の最終の出来高検査。

- ・林業出先機関においては技術次長を次長とする。
- ・少額工事とは、請負額250万円未満とする。
- ・出先機関のないとは、出先機関を所属していないもの、又は出先機関において検査業務を行っていないもの。

(検査命令)

第3条 検査命令権者は、検査規程第7条に留意し同第3条、第4条、第5条、第6条の規定に従い、次の各号について検査の命令を行うものとする。

- (1) 請負者から、工事完成通知書又は指定部分にかかる工事完成通知書、出来高検査請求書、工事材料検査請求書、工場製品検査請求書及び部分引渡検査請求書の提出があった場合。
- (2) 監督職員から検査の要請があった場合。
- (3) 新工法工事、新材料等使用工事、特殊な工事等で検査の必要を認める工事。
- (4) 検査の依頼委託を受諾した工事検査。

2 検査命令権者が、検査規程第5条第2項による複数指命する対象工事は下記のとおりとする。

- (1) 1件の請負対象額が5億円以上の工事
- (2) 仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事
- (3) ダム工事
- (4) 100m以上のトンネル工事
- (5) 特に検査命令権者が必要と認めた工事

(検査の実施)

第4条 検査職員が検査を行うにあたっては、別に定める高知県建設工事検査技術基準に従って行うものとする。

2 中間検査については、検査規程第2条第(2)号及び監督規程第20条の規定によるほか、中間検査対象範囲及び中間検査回数並びに検査時期を次に定め実施するものとする。

(1) 中間検査対象範囲

- ア 当初請負対象金額~~3000~~5000万円以上の工事を原則とする。
- イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。
- ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。

(2) 中間検査回数

- ア 道路、河川、橋梁(工場製作は除く。)、公園、上下水道、区画整理、砂防、海岸、港湾、漁港、建築、耕地、森林土木などの工事

請負対象金額	一般入札工事	低入札工事
3,000 5,000万円以上(建築にあつては5,000万円以上)～15,000万円未満	1回以上	2回以上
15,000万円以上	2回以上	3回以上

イ 港湾、漁港、海岸で1工種、単純断面の工事。

請負対象金額	一般入札工事	低入札工事
3,000 5000万円以上～20,000万円未満	1回以上	2回以上
20,000万円以上	2回以上	3回以上

ウ 低入札工事とは、低入札価格調査制度調査対象工事をいう。

エ 検査回数は、上記のア、イを基本とするが、検査命令権者は必要に応じ増減することができるものとする。

オ 債務工事については、請負対象金額を年度支払限度額として読み替え適用するものとする。

(3) 中間検査の時期

検査時期は、概ね工事進捗率30%から80%の間で、監督職員が工事内容により中間検査回数に応じた最適な時期を選定し、検査命令権者に報告しなければならないものとする。

(検査の特例)

第5条 工事設備又は工事中材料で日本工業規格その他の規定に定めるものを検査する場合において、製造者の試験記録等又は試験機関の検定に基づいたものを検査にかえることができるものとする。

(検査の合否判定)

第6条 検査職員は、検査規程第2条の検査を行う場合は、検査規程第10条による検査資料と対比し、高知県建設工事検査技術基準に従い、工事の実施状況、出来形、品質、施工及びその管理並びに出来ばえ等、工事の検査結果を検査命令権者に報告するものとする。

(検査の合否決定)

第7条 検査命令権者は、検査職員の検査結果の報告を受け、総合的な判断のもとに検査の合否を決定するものとする。

2 検査命令権者は、検査の結果「不合格」と認めた場合は、不適合な箇所の出来形及び補修、改造、手直し(以下「手直し」という。)等の調査及び手直し工事の監督指導を総括監督員に指示しなければならない。

3 検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の委員は次に定める職員とする。

	議 長	会 議 委 員
5,000万円以上の検査	事業担当部局長又は事業担当部局長が指名した者	事業担当部長 事業担当技術副部長 建設検査長 検査担当課室長 事業担当課室長 契約担当課室長 その他議長が認める者

5,000万円未満の検査	検査命令権者又は検査命令権者が指名した者	出先機関のある場合	出先機関のない場合
		所長 技術次長等 土木技査・技査 工事担当課長 その他議長が認める者	事業担当課室長 副参事 技術補佐 建築技査・技査 契約担当課室長 その他議長が認める者

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、工事検査の実施に関し別途細目を定めることができる。

(適用外工事)

第9条 一般的な土木工事を除く軽微な修繕設備補修工事等については、検査規程第14条の規定により適用除外工事とすることができる。

附則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。

(品質証明)

第10条 請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

(検査)

第11条 請負者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」による。

(その他)

第12条 この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。

なお、施工途中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 7 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

【第3編 土木工事共通編】

出来形管理基準及び規格値 索引

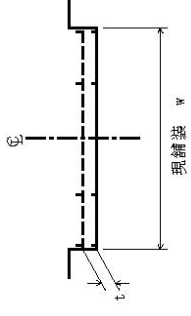
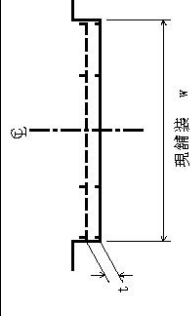
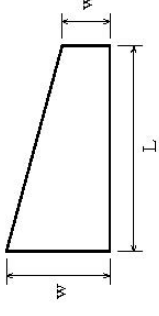
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-13	4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-63
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-63
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-64
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I-64
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I-65
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-65
		5	ブロック舗装工	基層工		I-65
	3-2-6-15	<u>1+</u>	路面切削工			I-66
	<u>3-2-6-15</u>	<u>2+</u>	<u>路面切削工</u> <u>(面管理の場合)</u>			<u>I-66</u>
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-66
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I-66-1
	3-2-6-17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)			I-66- <u>2+</u>
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		
3-2-7-3			置換工			I-67
3-2-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上		I-68
3-2-7-4		2	表層安定処理工	ICT施工の場合		I-68
3-2-7-5			パイルネット工			I-68
3-2-7-6			サンドマット工			I-68-1
3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-68-1
				ペーパードレーン工		I-68-1
				袋詰式サンドドレーン工		I-68-1
3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-68-1
3-2-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工		I-69
				高圧噴射攪拌工		I-69
				スラリー攪拌工		I-69
	生石灰パイル工				I-69	
<u>3-2-7-9</u>	<u>2</u>	<u>固結工</u>	<u>スラリー攪拌工</u>		<u>I-69</u>	
3-2-7-9	<u>3+</u>	固結工	中層混合処理		<u>I-69-1</u>	
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板		I-70 I-70
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-70
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-70
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-70
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-71
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			I-71
	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			I-71
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費(金属支承工)		I-72
		2	一般事項	鋳造費(大型ゴム支承工)		I-73

【第10編 道路編】

出来形管理基準及び規格値 索引

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I-130
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-130
	10-6-8-5		明り巻工			I-131
第6A章 トンネル (矢板)						
第5節 覆工	10-6A-5-3		覆工コンクリート工			I-132
	10-6A-5-4		床版コンクリート工			I-132
	10-6A		インバート本体工			I-133
	10-6A		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-134
	10-11-6-4		カラー継手工			I-134
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-134
		2	防水工	防水保護工		I-134
3		防水工	防水壁		I-135	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-135
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I-135
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I-136
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2 現場打躯体工	I-134
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-136
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2 管路工 (管路部)	I-135
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2 ハンドホール工	I-136
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	I-66
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	I-66
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			I-137
	<u>10-14-4-5</u>	2	<u>切削オーバーレイ工</u> <u>(面管理の場合)</u>			<u>I-137</u>
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	I-66
	10-14-4-7	1	路上再生工	路盤		I-137
		2	路上再生工	表層		I-138
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30 集水桝工	I-19
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29 側溝工	I-18
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	I-9

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X}) 平均の測定値(平均)は *面管理の場合は 測定値の平均			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高と切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法による。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚さ t (標高較差)	-17(17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16	舗装打換え工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16	
					延長L	-100					
3	2	6	16	舗装打換え工	厚さt	該当工種	舗設工	舗設工			
					幅 w	-25					
3	2	6	16	舗装打換え工	厚さt	該当工種	舗設工	舗設工			
					幅 w	-100					

出来形管理基準及び規格値

3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		単位：mm 3-2-6-17
						幅 w	-25		
						延長 L	-100		
						平坦性	—	3m7.07/11.75mm以下直読式(足付き) (σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下	
						<p>厚さは40m毎に現鋪装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。(最少3ヶ所)</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>			

出来形管理基準及び規格値

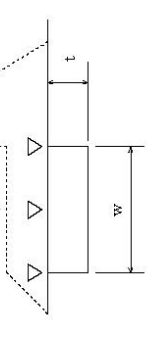
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		3-2-6-17	
						平坦性	-	3mプロファイルゲージ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
									2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。			
									3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
									4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。			
									5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	基準高 ∇	-50	25本に1ヶ所。 25本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔 w	D/4 以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上			
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要綱」 (固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」 による管理の場合	基準高 ∇	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径 D	設計値以上	工事に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	31 固結工 (中層混合処理)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 1077 654 1503">基準高</td> <td data-bbox="193 1263 654 1503">▽</td> <td data-bbox="193 1077 654 1263">設計値以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1263 654 1503">施工厚さ</td> <td data-bbox="193 1263 654 1503">t</td> <td data-bbox="193 1263 654 1503">設計値以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1077 654 1263">幅</td> <td data-bbox="193 1077 654 1263">w</td> <td data-bbox="193 1077 654 1263">設計値以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1077 654 1263">延長</td> <td data-bbox="193 1077 654 1263">L</td> <td data-bbox="193 1077 654 1263">設計値以上</td> </tr> </table>	基準高	▽	設計値以上	施工厚さ	t	設計値以上	幅	w	設計値以上	延長	L	設計値以上	<p>1,000m³~4,000m³につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m³以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出來形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。</p>		3-2-7-9
基準高	▽	設計値以上																		
施工厚さ	t	設計値以上																		
幅	w	設計値以上																		
延長	L	設計値以上																		

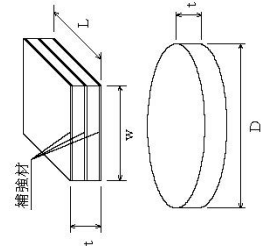
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
3	土木工事共通編	2	工場製作工 共通	1	1	鑄造費 (金属支保工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※5) 組立て後に測定	3-2-12-1										
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ												
								センタ=ボスを基準にした孔位置のずれ	センタ=ボスを基準にした孔位置のずれ												
							中心距離	≤1000mm	1以下												
								>1000mm	1.5以下												
							ドリル加工孔の直径	≤100mm	+3 -1												
								>100mm	+4 -2												
							ボス	※5	外				ボス	ボス	アンカーボルト用孔 (鑄放し) アンカーボルト	ボス	孔の中心距離	JIS B_0403-1995 CT13			
																	ボスの直径	+0 -1			
																	ボスの高さ	+1 -0			
ボスの直径	+0 -1																				
							ボスの高さ	+1 -1													

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
3	土木工事共通編	2	一般施工	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) 片面の削り加工の場合も含む。ただし、ソールプレート接触部の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量の遊間が確保されているのかを確認する。	3-2-12-1	3-2-12-1										
							全移動量 ϕ	$\phi \leq 300\text{mm}$				± 2									
								$\phi > 300\text{mm}$				$\pm 0/100$									
							組立高さ H	上, 下面加工仕上げ				± 3									
								$H \leq 300\text{mm}$				± 3									
								$H > 300\text{mm}$				(H/200 + 3) 小数点以下切り捨て									
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2+、※3±				JIS B 0403-1995 CT14									
								鑄放し肉厚寸法 ※2+				JIS B 0403-1995 CT15									
								削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級									
								ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B 級									
							3	土木工事共通編				2	一般施工	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差	3-2-12-1	3-2-12-1
																		$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$			
	$1500 < w, L, D$	0 ~ +15																			
	厚さ t	± 0.5																			
	$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$																			
	$160 < t$	± 4																			
	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1																			
	$1000\text{mm} < w, L, D$	(w, L, D) / 1000																			
	相対誤差 平面度																				



出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	14	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による			
							$\phi \geq 10m$	-200						
							幅	w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4		
							高さ	h	-30					
							枠中心間隔	a	±100	1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4		
							延長	L	-200					
		3	土木工事共通編	2	14	4	2	法砕工 (ブレイクヤスト法砕工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-14-4	
									$\phi \geq 10m$	-200				
									延長	L	-200	全数		3-2-14-6
									配置誤差	d	100			
									せん孔方向	θ	±2.5度			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	4	鋼橋上部	9		橋梁用高欄製作工		部材	部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \cdots \phi \leq 10$ $\pm 4 \cdots \phi > 10$		図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9
10	道路編	4	鋼橋上部	10	1	支承工 (鋼製支承)		据付け高さ 注1)	据付け高さ	± 5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
									可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上 ± 10 以上		注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
										コンクリート橋	$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$			
									水 準 平 度 差	橋軸方向	1/100			
橋軸直角方向	5													
			可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差											
			可動支承の 移動量機能確認 注3)											
10	道路編	4	鋼橋上部	10	2	支承工 (ゴム支承)		据付け高さ 注1)	据付け高さ	± 5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
									可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上 ± 10 以上		上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付け る場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
										コンクリート橋	$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$			
									水 準 平 度 差	橋軸方向	1/300			
橋軸直角方向	5													
			可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差											
			可動支承の 機能確認 注3) 可動支承の移動											

出来形管理基準及び規格値

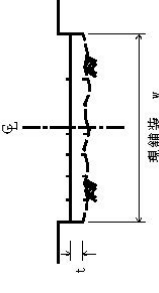
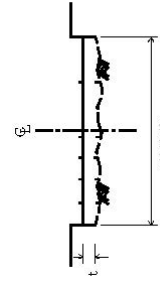
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (扶頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	-			
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		10-6-5-5
						厚さ t	-30			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	4		インバート本体工	インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工 40m につき 1ヶ所。 (2) 厚さは、インバート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (3) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
								厚さ t	設計値以上			
								延長 L	—			
								基準高 ∇	± 50			
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	4		坑門本体工	坑門本体工	基準高 ∇	± 50	図面の主要寸法表示箇所所で測定。		10-6-8-4
								幅 w_1, w_2	-30			
								高さ h	-50			
								延長 L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 簡 所	測 定 簡 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値			
10	14	舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは 40m 毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ² プロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			
10	14	舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面前編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は 40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ² プロファイル (σ)2.4 mm 以下 着脱式(足付き) (σ)1.75 mm 以下			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 箇 所	摘 要	編 号
10	道路編	14	道路維持	4	舗装工	路上再生工 (路盤)	厚さ t	-30	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定(最少2ヶ所)。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。		10-14-4-7
							路盤幅 w	-50			
							延長 L	-100			

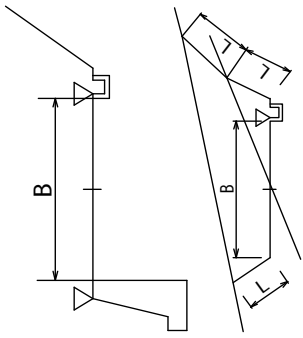
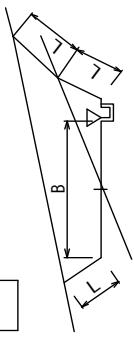
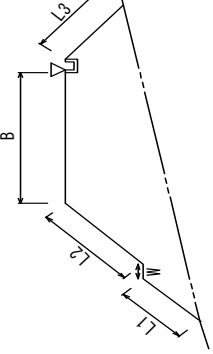
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	4	6			異形コンクリートブロック工			第7編河川海岸編に準ずる。		
12	5	3			中心線 ※上段カック書きは、 <u>林業専用道等の砂利道に適用</u>	IPの位置	$\frac{(\pm 30.0')}{\text{交角} \pm 1.5}$	全IP		
						IP間距離	$\frac{(\pm 0.50\%)}{\pm 0.25\%}$			
							$\frac{(\pm 200)}{\pm 100}$	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						測点間距離	$\frac{(\pm 100)}{\pm 50}$			
		偏心	$\frac{(\pm 100)}{\pm 50}$							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	治山林道編	5 林道工	3 土工		縦断・路面 <u>※上段カック書きは、林業専用道等の砂利道に適用</u>	基準高 ▽	$\frac{(\pm 100)}{\pm 50}$	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						全 幅 B	$\frac{(-100 + 200)}{-100 + 200}$			
12	治山林道編	5 林道工	3 土工		切土	舗装面と接する場合の基準高は±30とする。		施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		土質判定線を記入する。
						法 長 L	-200			
						法 長 L	法長 -4%			
						勾 配	±0.5分			
12	治山林道編	5 林道工	3 土工		盛土(路体) 盛土(路床)	法 長 L	-100	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法 長 L	法長 -2%			
						勾 配	±0.5分			
						幅 W	±1.0分			
12	治山林道編	5 林道工	3 土工		盛土法面整形	幅 W	-100	第1編2-4-5法面整形工に準ずる。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6 既設杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周囲定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本以上、継杭では20本以上とし、採取本数は1回につき3本とする。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20V/mm ²	
7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] 68-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュヤラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュヤランを用いている場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼スラグには適用しない。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4] 80-46	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> CS：クラッシュヤラン鉄鋼スラグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	道路用スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 再生クラッシュヤランに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の98%以上 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の98%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ~ 95%以上 X ₆₋₉ 96%以上 X ₀₋₅ 97%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は既設時(1,000㎡につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	
		必須	ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288-140		全幅、全工区で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 荷重車については、施工時を用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> セメントコンクリートの路盤に適用する。 	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 	
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	
8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	補誌調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	補誌調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びNMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 但し、鉄鋼スラッグには適用しない。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73-49	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びNMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80-46	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びNMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75-49	1.2Mpa以上(14日)	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> NMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131-06	1.50kg/L以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びNMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の98%以上 縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の98%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ~ 95%以上 X ₆₋₉ 95.5%以上 X ₃₋₅ 96.5%以上	中規模以上：定期的又は随時(1,000㎡につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-164	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回~2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-164	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回~2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102 ²⁸	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 安定処理材に適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-65 ⁶	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167 ²³	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 	
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 セメント安定処理層	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256-445 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93%以上。 縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ~ 95%以上 X ₆₋₉ 95.5%以上 X ₃₋₅ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期平均又は取付時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。	○
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
11 アスファルト舗装	材料	必須	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293-244, [4]-297-44	±1.2%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき (1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単師契約に係るものは省略できる。	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.17による。			
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			ファイラーのフロート試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-8345	50%以下			
			ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-7449	3%以下			
			ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-7844	1/4以下			
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-9477	水浸膨張比：2.0%以下			
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合は該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 		○	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○	
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4			○	
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212480	舗装施工便覧参照 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4			○	
			60℃粗度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224492	舗装施工便覧参照 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4			○	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-28944	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-164	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度			中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-164	75μmふるい：±5%以内基準粒度			<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内				○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。				○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別 種	区 試 分 験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
11 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18-47			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218-94	基準密度の94%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値について以下を満足するものとする。 X ₁₀ ～ 96%以上 X ₆₋₉ 96%以上 X ₃₋₅ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、0.00m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 ・橋面舗装はコア採取しない、As合材量（プラント出荷数量）と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。		
			温度測定（初転圧前）	温度計による	110℃以上	既時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			外観検査（混合物）	目視		既時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
12 転圧コンクリート	製造(フラスコ) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前および工事中1回/年以上。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○			
			細骨材の表面水率試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCF-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下 設計図書による	工事開始前および工事中1回/年以上。		○			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による		2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒		1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。				
			マンマール突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 299 ※いすれかい方法	目標値の±1.5%		1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。				
			ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いすれかい方法	目標値の±1.5%		1日2回 (午前・午後) 以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。				
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	<ul style="list-style-type: none"> 試験回数が7回以上 (1回はおお個以上の供試体の平均値) の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 試験回数が7回未満となる場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 1回の試験結果が配合基準強度の85%以上 ② 3回の試験結果の平均値が配合基準強度以上 	2回/日 (午前・午後) で、3本1組/回 (材令28日)					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	施工	必須	温度測定 (コンクリート)	温度計による		2回/日 (午前・午後) 以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m ² に1回 (横断方向に3箇所)		
13 グースアスファルト舗装	材料	必須	コアによる密度測定	縮表調査・試験法使用 [3]-35,394		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、0.00m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	縮表調査・試験法使用 [2]-51,45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。			○
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)			○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
引火点試験	JIS K 2265-1, 2, 3, 4	240℃以上		○				
蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下		○				
密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³		○				

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13 グーズアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]- 402445	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエウ流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]- 407329	3~20秒 (目標値)			
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]- 4439	300以上			
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]- 7969	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上			
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]- 164	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度			
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]- 164	75μmふるい：±5%以内基準粒度			
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]- 318238	アスファルト量：±0.9%以内			
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温~150℃			
			温度測定 (初凍直前)	温度計による。				
			14 路床安定処理工	材料	必須			
CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]- 227466 , [4]- 230458	設計図書による。						

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ：鋪装調査・試験法便覧[4]-185次砂法	設計図書による。	500 mm^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 mm^3 未満の工事(1)工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。		
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	<ul style="list-style-type: none"> 1日1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m^2を標準とし、1日の施工面積が2,000m^2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 500m^2未満：5点 500m^2以上1,000m^2未満：10点 1,000m^2以上2,000m^2未満：15点 1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m^2を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m^2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 		
フルーフローリング	鋪装調査・試験法便覧 [4]-288-149		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 セメントコンクリートの路盤に適用する。 				
その他			平板載荷試験	JIS A 1215		延長10mにつき1箇所を割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長10mにつき1回の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500 mm^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 mm^3 未満の工事(1)工事当たり3回以上。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-28,47 (ベンガラレベル)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	配合を定めるための試験である。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			現場密度の測定(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500 m^3 につき1回の割合で行う。但し、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
15 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須		または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積が1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 500m^2未満: 5点 500m^2以上1,000m^2未満: 10点 1,000m^2以上2,000m^2未満: 15点 		
					設計図書による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位が築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積が1,500 m^2 を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工(表層混合処理)		その他	ブルーフローリング	縮退調査・試験法便覧 [4]-288440			路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の縮退効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
			平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	
			含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1回以上。	
			たわみ量	縮退調査・試験法便覧 [24]-162227 (ベンダマシナ)		設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したものである。	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認は、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とされている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体の強度確認は、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
17 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返し開始前記試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 アンカー工	施工	必須	確認試験 (1 サイクル確認試験)	JCS4101-2012 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JCS4101-2012)	設計アンカー1本に対して十分に安全であること。	引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。 ・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JCS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		<ul style="list-style-type: none"> ・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1 サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。 	
17-2 鉄筋挿入工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) / 1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201 JSCF-F521	設計図書による。	繰り返り混ぜ開始前1回試験は2回計あり、その平均値をフロー値とする。		
18 補強土壁工	材料	必須	受入れ試験 (1 サイクル確認試験) **	地山補強土工法設計・施工マニュアル (地盤工学会) を参照	最大試験荷重に設計荷重とする。	施工数量の3%かつ最少3本以上とし、全体を代表する箇所を実施する。	受入れ試験は、施工された補強材の引張耐力が設計引張力を満足するものであるかを確認するために行う。	
			土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化時。	
		その他	外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
		その他	土の粒状試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
			現場密度の測定 (3種類) のいずれかを実施する。 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 縮固め試験 (JIS A 1210) (C・D・E法) 縮固め試験、試験法便覧 [4]-256+445突砂法	500ms ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500ms ³ 未満の工事または工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行なう	橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。 (縮固め試験 (JIS A 1210) (C・D・E法)) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		

(次項に続く)

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
20 現場交付法 砕工			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	または設計図書の規定により行う。 ・1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示 認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。				
			ロックボルトの引抜き試験 コアによる強度試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による JIS A 1107	引抜き耐力の80%程度以上。 設計図書による。	設計図書による。					
21 河川土工	材料	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。					
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。					
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。					
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。					
			土の透入試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。					
			施工		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。 [4]-256-485 突破法	最大粒径≤53mm 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm 舗装調査・試験法便覧 [4]-256-485 突破法	最大乾密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≤ μ_m ふるい通過分<50%) 空気間隙率 v_a が v_a ≤15% 飽和度 S_r が85%≤ S_r ≤95%または空気間隙率 v_a が2%≤ v_a ≤10% または設計図書による。	築設は、1,000m ³ 以上の割合、または躯体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格外値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	

(次項へ続く)

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 河川土工				または、 RT計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25% ≤ μ_m ≤ 74%、 μ_m ≤ 15% 空気間隙率 V_a ≤ 15% 【粘性土(50% ≤ μ_m ≤ 75%、 μ_m ≤ 15% 通過分)】 飽和度 S_r が 85% ≤ S_r ≤ 95% または 空気間隙率 V_a が 2% ≤ V_a ≤ 10% または設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	含水比の変化が認められたとき。		
		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273246	設計図書による。	トライフイカビリティが悪いとき。		
22 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">削除</div>	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 海岸土工	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	建築調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による。	トライフイカビリティが悪いとき。		
			土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
			現場密度の測定	最大粒径≦53mm 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm 建築調査・試験法便覧 [4]-256-185 欠砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	

追加

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 海岸土工				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ縮固められたことを確認する。 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div>	1. 管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点		
23 砂防土工	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
				舗装調査・試験法便覧 [1]-273-46 JIS A 1210	設計図書による。 設計図書による。 設計図書による。	トラファイカビリティが悪いとき。 当初及び土質の変化時。		
23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定（3種類）のいずれかを実施する。 ※右記試験方法	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧「4」-256-485 突砂法	最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	1,000gにつき1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行なう。 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とし、管理単位の面積が1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の縮固め管理要領（案）」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ縮固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 道路土工	材料	必須	土の縮固め試験	土の縮固め管理要領」による		2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	試験成績表等による確認	
				JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩層の場合を除く）。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
				JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩層の場合は除く）		
				JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	【砂質土】 ・ 最大粒径≦53mm 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm 縮固め調査・試験法使用「4」 -256485突砂法	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取り付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。		
				必須	土工			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	必須		または、 RT計器を用いた盛土の縮固 め管理要領(案)」	<p>Va≤8% ただし、縮固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。</p> <p>【砂質土】 ・ 路体：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。(縮固め試験(JISA 1210)A・B法) ・ 路床及び構築物取り付け部：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上。(縮固め試験(JISA 1210)A・B法) もしくは、92%以上。(縮固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも縮固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・ 路体、路床及び構築物取り付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、縮固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用すること。ができる。 または、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m²を標準とし、1日の施工面積は、000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・ 500m²未満：5点 ・ 500m²以上1000m²未満：10点 ・ 1000m²以上2000m²未満：15点</p>	<p>・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ縮固められたことを確認する。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
24 道路土工			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-28840			路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラヤトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。	路床の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
25 捨石工	施工	必須	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-27346		設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィックビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-28427 (ハンケルプレート)		設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
			岩石の見掛比重	JIS A 5006		設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石 : 糸2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石 : 糸2.5~2g/cm ³ ・軟石 : 糸2g/cm ³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006		設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006		設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 : ・硬石 : 4903N/cm ² 以上 ・準硬石 : 980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
30 路上再生工 (路盤)	材料	必須	補修箇所検査	負圧検査試験	負圧 6.7～13.3 kPa 程度で 10 秒間保持し漏気がないこと		補修箇所発生ごと	覆工コンクリート打設前に実施する		
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-685	修正CBR20%以上		中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道床維持作業で単師契約に係るものは省略できる。 		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による 設計図書による。		当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下					
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中 1 回/月以上			○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202						○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256,485	基準密度の98%以上。		1,000㎡/1回			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133,688	設計図書による。			当初及び材料の変化時		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
31 路上再生工 (表層)	材料	必須	CMEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-13549			CMEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日				
			旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207						
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-21894						
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309229						
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318238						
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-1644						
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。						○
			施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-21894	基準密度の96%以上	1,000㎡につき1個	空隙率による管理でもよい。	
温度測定	温度計による	110℃以上			既時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)				
かきまぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内			1,000㎡毎					
粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-164	2.36mmふるい：±12%以内			適宜		目標値を設定した場合のみ実施する。			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
32 排水性舗装工・透水性舗装工	材	須必	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-104	75μmふるい：±5%以内	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道端維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○		
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318238	アスファルト量：±0.9%以内					
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 3-3-2(3)による。				<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道端維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下					
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下					
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-5145	細長、あるいは扁平な石片：10%以下					
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 3-3-2(4)による。					
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下					
			ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下					
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-8345	50%以下					
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-9477	水浸膨張比：2.0%以下					
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下					
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下					
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上					
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上					
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)					
			引火点試験	JIS K 2265-1~4	260℃以上					
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
32 排水性舗装工・透水性舗装工	グラント	必須	薄層加減針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○	
			タフネス・テナンジエ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-28 ⁹⁴⁴	タフネス：20N・m				
			密度試験	JIS K 2207					
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 ⁴	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき	○		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16 ⁴	75μmふるい：±5%以内基準粒度	印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け 試験 1～2回/日			
			アスファルト量抽出 粒度分付試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-31 ⁸²⁹⁸	アスファルト量：±0.9%以内				
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。	既設時			
			水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65 ⁵⁷	設計図書による	設計図書による			○
			ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44 ³⁹					○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18 ⁷					○
カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110 ⁴			○					
温度測定 (初期縮固め前)	温度計による。			○					
舗設現場	舗設現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-15 ⁴²²	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m ² ごと。			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-22 ⁴⁷	基準密度の94%以上。 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。	中規模以上：定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33 プラント再生舗装工	材料	必須	温度測定 (敷きならし)	温度計による。	120℃以上	随時	・瀝青安定処理、表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	○
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。	
			再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-164		再生骨材使用量500 t ごとに1回。	○	
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318 248	3.8%以上			
			再生骨材旧アスファルト針入度	マンシヤル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に回とする。	○	
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化	○	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-164	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		○	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318 248	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33 プラント再生舗装工	舗設現場	その他	水浸ホイールトラック安定度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65-67	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○
			ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-68-71			耐抗凍性が確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-72-78			耐摩耗性の確認	○
34 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		検印時		
			温度測定 (初回圧注前)	温度計による。		検印時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-94-118	基準密度の94%以上。 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 $X_{10} \sim 96\%$ 以上 $X_{6-9} \ 96\%$ 以上 $X_{3-5} \ 96.5\%$ 以上 再アス処理の場合、基準密度の98%以上。 縮固め度は、個々の測定値が基準密度以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 $X_{10} \sim 95\%$ 以上 $X_{6-9} \ 95.5\%$ 以上 $X_{3-5} \ 96.5\%$ 以上	中規模以上: 定期的又は検印時 (1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模: 異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
35 ガス切断工	施工	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。		○
			機械試験 (JISマーク表示品以外のかつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	規格、品質がミルシートで確認できること。 JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		
35 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ: 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ: 100 μ m以下 (ただし、切削による場合は50 μ m以下)	最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さとする。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材: ノッチがあつてはならない 二次部材: 1mm以下	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		
			スラッグ	目視	塊状のスラッグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの			

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回〔掘削後〕	
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	40mに1回〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕 「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。								

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ 補強材の長さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕 各段長さが変わる毎に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	6		堤防天端工	厚さ	200mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
						幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工 埋戻工	巻出し厚	40m毎3層に1回近撮と全景 〔巻出し時〕	・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	8		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	100m ² に1回又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	100m ² に1回又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	25本に1回、25本以下は2回 〔打込後〕	
						深度	全数量 〔打込前後〕	
						<u>ただし、(スラリー攪拌工)において、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる</u>		
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 <u>ただし、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。</u>	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						幅、 高さ、 枠中心間隔	枠延長100mに1回又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕 <u>ただし、「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領(土工 編)(案)」に基づき写真測量に用い た画像を納品する場合には、写真 管理に代えることができる。</u>	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	